

## オープンカウンター方式による見積依頼について

- ・ 随意契約を前提とした見積依頼です。
- ・ 期日までに提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示された事業者を契約相手方といたします。
- ・ 参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記の連絡先にご連絡下さい。

### <留意事項>

#### 1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生官、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか案件ごとに参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。設定がない場合は「なし」と記載します。  
参加資格設定のある見積依頼に参加資格のない者が提出した見積書並びに見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とします。

#### 2 仕様書等に関する問い合わせ先

- (1) 防衛装備庁航空装備研究所 管理部会計課調達係  
〒190-8533 東京都立川市栄町1-2-10  
代表 042-524-2411 (内線) 各案件の連絡先番号
- (2) 防衛装備庁航空装備研究所 土浦支所業務班  
〒300-0304 茨城県稲敷郡阿見町掛馬1970  
代表 029-887-1168 (内線) 各案件の連絡先番号
- (3) 防衛装備庁航空装備研究所 新島支所業務班  
〒100-0400 東京都新島村字水尻  
代表 04992-5-0385 (内線) 各案件の連絡先番号

※ 参加を希望する方は、各案件の内線番号に連絡し、「〇〇のオープンカウンターの件」とお伝えください。担当者より仕様書等をお渡しします。

### 3 見積書の提出等

- (1) 見積書は、持参、郵送を問わず、締切日時必着とし、郵送される場合は封筒の表に「〇〇のオープンカウンター見積書在中」と朱書きして下さい。
- (2) 見積書の提出の際に、上記1(6)に定める参加資格を持つことを証明する書類の写し(以下、「資格証明書」という。)を提出するものとします。ただし、見積書の提出時に当該競争参加資格を有していない者にあつては、見積合わせの前日までに資格証明書を提出するものとします。なお、防衛装備庁航空装備研究所における同一年度の契約において、既に資格証明書を提出している者については、提出を省略することができます。
- (3) 提出先  
上記2のとおり。

### 4 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示された事業者を契約の相手方といたします。

見積書は、各案件において特段の指示がない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価(消費税抜き)を記載して下さい。

従って、契約金額は、見積書に記載されている金額に消費税を加えた金額となります。

### 5 見積合わせ結果について

契約の相手方と決定した事業者には防衛装備庁航空装備研究所からご連絡します。

見積書を提出された事業者の方は、見積書提出期日後、上記2に問い合わせただければ決定業者と金額についてお伝えいたします。

### 6 契約書等作成の要否について

会計法令等の規則に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます。(契約金額によっては作成を省略する場合があります。)

### 7 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 上記4において、同価の見積が2人以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定に準じて、「くじ引き」により契約の相手方を決定します。
- (3) 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき、又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、防衛装備庁航空装備研究所が選定した者へ見積を依頼することができるものとします。
- (4) 同等品による見積書の提出を希望する者は、見積書提出前に同等品の申請を行い、その承認を得るものとします。
- (5) 同等品の申請は、対象案件を公表した日から起算して5日目(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。)を基準とし、公募時において定めた期限までに提出するものとします。
- (6) 分任支出負担行為担当官の都合により調達を中止する場合があります。